

# 総務委員会資料

## 1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第5号 川崎市立労働会館条例を廃止する条例の制定について

資料 1 川崎市立労働会館条例を廃止する条例の制定について

経済労働局

令和5年2月9日

# 川崎市立労働会館条例を廃止する条例の制定について

## 1 施設の概要

### (1) 名称等

名 称	川崎市立労働会館
位 置	川崎区富士見2丁目5番2号
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上5階建
延べ床面積	9,645.37㎡
竣 工	昭和56年8月

### (2) 目的

労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生施設を設け、その勤労意欲の向上に資することを目的とする。

### (3) 事業

- ア 労働者のための研修会、講演会等の開催に関すること。
- イ 施設及び設備を利用に供すること。
- ウ その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (4) 管理運営

指定管理者が管理運営を行っている。

### (5) 利用者数（令和3年度） 171,235人

## 2 廃止理由

川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）は、上記1（3）の事業を行う施設であるところ、川崎区における市民館機能を有する川崎市教育文化会館（以下「教育文化会館」という。）の老朽化等を踏まえてとりまとめた「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」（平成30年3月策定）において、川崎区における市民館機能の再編整備を行うため、労働会館の一部を改修し、労働会館内に市民館機能を移転することとした。

このことを受け、労働会館及び教育文化会館の再編整備について、「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」（平成31年3月策定）をとりまとめ、当該基本構想策定後の社会状況の変化等を踏まえ、具体的な施設整備の考え方、整備スケジュール等を定めた「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」（令和3年1月策定）において、再編整備後の新たな施設について令和6年度中の供用開始を目指し、労働会館は改修工事に着手する令和5年度から新たな施設を供用開始するまでの期間を休館することとしたため、この条例を廃止するものである。